

わたしたちの

介護保険

令和6年4月版

わかりやすい利用の手引き



文京区



シンボルマーク

介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支える仕組みです

40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源とし、介護が必要な方は、費用の一部を負担することでさまざまな介護保険サービスを受けられます。

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていただけることを目指すとともに、できる限り自立した生活を送れるよう支援します。本書は、介護保険で受けられるサービスや利用のしかたを説明しています。一日一日をより充実したものにさせていただくためにも、ぜひ本書をご活用ください。

令和6年度 介護保険制度改正のポイント

◆介護保険サービスの費用・保険料に関する主な変更点

介護保険サービスを利用した際にかかる費用の変更。(令和6年4月から) ▶ 13～20ページ

施設サービスを利用する際の居住費の基準費用額(令和6年8月から) ▶ 26ページ

特定入所者介護サービス費の限度額の変更。(令和6年8月から) ▶ 27ページ

介護保険料の変更。(令和6年4月から) ▶ 33ページ

◆介護保険サービスに関して

介護予防支援を居宅介護支援事業者に依頼できるように。(令和6年4月から) ▶ 10ページ

一部の福祉用具について貸与と購入を選択できるように。(令和6年4月から) ▶ 21ページ

介護保険の申請や届出には、「マイナンバー」が必要です

介護保険の各種申請や届出には、原則として、マイナンバー(個人番号)の記入が必要です。窓口では、マイナンバーの確認と本人確認を行います。

マイナンバーの確認には次のいずれかが必要

- マイナンバー(個人番号)カード
- 通知カード
(住所、氏名等が住民票と一致している)
- 個人番号が記載された住民票 等

本人確認には次のいずれかが必要

- マイナンバー(個人番号)カード
- 運転免許証
- パスポート 等の写真つきの本人確認書類

写真がない本人確認書類の場合は2種類が必要。

※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認ができるものをお持ちください。

今後の制度改正等により、内容の一部が変更になる場合があります。

もくじ

介護保険制度の仕組み

住み慣れた地域でいつまでも元気に P.4

サービス利用の手順

①相談～サービスまでの流れ P.6

②要介護認定の流れ P.6

③ケアプランの作成～サービス利用まで P.10

介護保険サービスの種類と費用

介護保険サービスの種類と費用 P.12

①自宅を中心に利用するサービス P.13

②介護保険施設で受けるサービス P.20

③生活環境を整えるサービス P.21

介護予防・日常生活支援総合事業

自分らしい生活を続けるために P.23

費用の支払い

①居宅サービス費用のめやす/施設サービスの費用のめやす P.26

②介護保険入所時の居住費と食費の負担軽減 P.27

③高額介護サービス費/高額医療合算介護サービス費 P.28

④生計困難な方への利用者負担額軽減制度 P.29

介護保険料の決まり方・納め方

社会全体で介護保険を支えています P.32

介護保険Q&A P.36

高齢者あんしん相談センターのご案内 P.37

介護保険制度の
仕組み

サービス利用の
手順

介護保険サービス
の種類と費用

介護予防・
日常生活支援
総合事業

費用の支払い

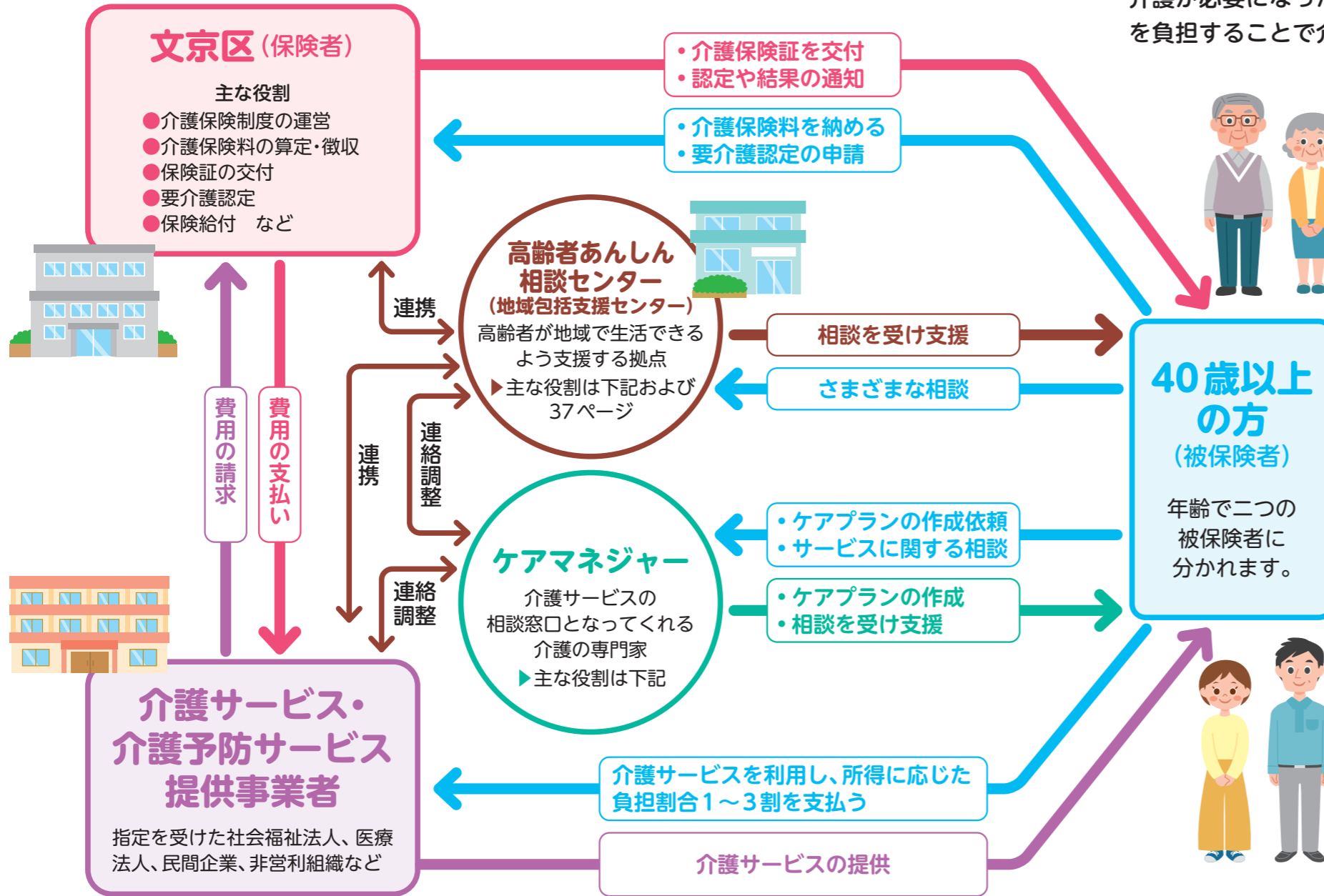
介護保険料の
決まり方・納め方

介護保険Q&A

高齢者あんしん
相談センターの
ご案内

住み慣れた地域でいつまでも元気に

介護保険制度の仕組み



介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40歳以上の皆さんが加入者(被保険者)となり、保険料を納めます。介護が必要になったときには、費用の一部(1～3割)を負担することで介護保険サービスを利用できます。



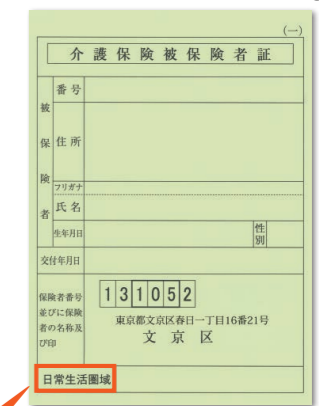
介護保険被保険者証

介護保険のサービスを利用するときなどに必要になります。

交付対象者
【65歳以上の方】
 ●65歳になる月(誕生日が1日の方は前月)に交付されます。

【40～64歳の方】
 ●要介護認定を受けた方に交付されます。

必要なとき
 ●要介護認定の申請をするとき(65歳以上の方)
 ●ケアプランを作成するとき
 ●介護保険サービスを利用するときなど

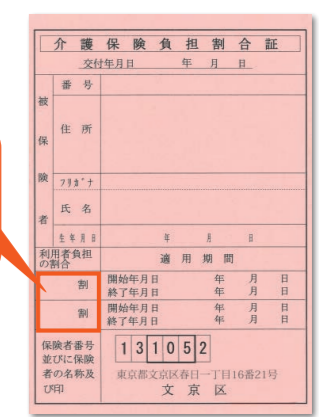


あなたの住所を担当する高齢者あんしん相談センターの圏域です。

介護保険負担割合証

交付対象者
 要介護認定を受けた方、事業対象者に交付されます。

必要なとき
 介護保険サービスを利用するとき
【有効期限】
 1年間(8月1日～翌年7月31日)



負担割合(1～3割)が記載されます。

大切に保管しましょう。

「高齢者あんしん相談センター」とは？

※「高齢者あんしん相談センター」は、文京区での地域包括支援センターの愛称です。地域の高齢者のさまざまな困りごとに対応する総合相談窓口です。

- 【主にどんなことをするの?】**
- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
 - 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
 - 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など



「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。

- 【ケアマネジャーの役割】**
- 要介護認定の申請代行
 - ケアプランの作成
 - 介護サービス事業者との連絡調整
 - サービスの再評価とサービス計画の練り直し など
- ケアマネジャーは、正式には介護支援専門員といい、「居宅介護支援事業者」等に所属しています。



40～64歳の方が介護保険を利用するときの対象となる病気(特定疾病)

- がん(医師が一般に認められている医学的見解に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症 ●初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患 ●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

① 相談～サービスまでの流れ

① 相談する

文京区の窓口または高齢者あんしん相談センターで、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

- ・介護サービスが必要
- ・住宅改修が必要など

- ・生活に不安があるがどんなサービスを利用したら良いかわからないなど

- ・介護予防に取り組みたいなど

② 心身の状態を調べる

要介護認定または基本チェックリストを受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

要介護認定を受ける

要介護認定の申請 → 要介護認定(調査～判定)

文京区の窓口等に申請して、要介護認定を受けます。(下記参照)

高齢者あんしん相談センターで基本チェックリストを受ける

25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。(詳しくは→9ページ)

総合サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定で、サービスを利用できます。

認定

③ 心身の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態が判定されます。

要介護度

- 要介護5
- 要介護4
- 要介護3
- 要介護2
- 要介護1
- 要支援2
- 要支援1

非該当

生活機能の低下が見られた方(事業対象者)

自立した生活を送れる方

④ 利用できるサービス

必要な介護や支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が利用できます。

介護サービス
を利用できます。

介護予防サービス
を利用できます。

介護予防・日常生活支援総合事業

総合サービス事業
を利用できます。

一般介護予防事業
を利用できます。

③ケアプランの作成からサービス利用まで(10ページから)

② 要介護認定の流れ

介護(予防)サービスを利用するには、要介護認定を受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

① 要介護認定の申請

サービスの利用を希望するときに、文京区の窓口(裏表紙参照)に申請をします。申請は、本人のほか家族でもできます。次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含まれます)

- ・高齢者あんしん相談センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設(福祉、老健、療養)

申請に必要なもの

- ✓ 申請書
- ✓ 介護認定調査連絡票
- ✓ 介護保険被保険者証(▶5ページ参照)
- ✓ 医療保険被保険者証
- ✓ マイナンバーと本人確認書類(▶2ページ参照)
- ✓ 主治医の情報
主治医の氏名(フルネーム)・医療機関名・診療科目・所在地・電話番号・直近の受診状況
※直近の受診がない場合、主治医が意見書を作成できない場合があります。

② 要介護認定(調査～判定)

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

●訪問調査

文京区の担当職員などが自宅などを訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境について聞き取り調査を行います。(詳しくは8ページへ)

●主治医の意見書

文京区の依頼により主治医が意見書を作成します。

●一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。

●二次判定(認定審査)

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健・医療・福祉の専門家が審査します。

認定には有効期間があります

有効期間など要介護認定の結果は、介護保険被保険者証に記載されます。有効期間後もサービスの利用を希望する場合には、有効期間満了前に更新の申請をしてください(心身の状態が変わり、サービス量が足りない場合は、ケアマネジャーに相談の上、認定の変更を申請してください。)



「訪問調査」とは？

訪問調査では、「片足で立ってられるか」、「何かにつかまらないで起き上がれるか」など、あらかじめ定められた全国共通の調査項目を文京区の職員等が本人と家族に質問します。

【訪問調査を受けるときのポイント】

- 本人だけでなく、介護している方が同席する
- 24時間通しての様子を伝える（夜間の様子なども伝える）

※認定調査は、区の職員や、区から調査の委託を受けた指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員（ケアマネジャー）等が行います。

基本調査

- | | | |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 麻痺などの有無 ● 拘縮の有無 ● 寝返り ● 起き上がり ● 座位保持 ● 両足での立位保持 ● 歩行 ● 立ち上がり ● 片足での立位 ● 洗身 ● つめ切り ● 視力・聴力 ● 移乗・移動 | <ul style="list-style-type: none"> ● えん下・食事摂取 ● 排泄 ● 清潔 ● 衣服の着脱 ● 外出頻度 ● 意思の伝達 ● 記憶・理解 | <ul style="list-style-type: none"> ● 問題行動 ● 薬の内服 ● 金銭の管理 ● 日常の意思決定 ● 社会生活への適応 ● 過去14日間にうけた医療 ● 日常生活自立度 |
|---|---|---|

概況調査

特記事項

調査時に聞き取った本人の状態や実際の介護の状況など詳しい内容を記載したもの

伝えたいことを事前にまとめておきましょう。



基本チェックリスト

ご自分の生活機能等の状況についてチェックしてみませんか？

質問項目		あなたの回答	
1	バスや電車で1人で外出していますか？	はい	いいえ
2	日用品の買い物をしていますか？	はい	いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか？	はい	いいえ
4	友人の家を訪ねていますか？	はい	いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか？	はい	いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか？	はい	いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか？	はい	いいえ
8	15分くらい続けて歩いていますか？	はい	いいえ
9	この1年間に転んだことはありますか？	はい	いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか？	はい	いいえ
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか？	はい	いいえ
12	身長・体重はどのくらいですか？	(身長 cm)	(体重 kg)
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか？	はい	いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか？	はい	いいえ
15	口の渴きが気になりますか？	はい	いいえ
16	週に1回以上は外出していますか？	はい	いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか？	はい	いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われるますか？	はい	いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか？	はい	いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか？	はい	いいえ
21	(ここ2週間で)毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ
22	(ここ2週間で)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい	いいえ
23	(ここ2週間で)以前は楽にできていたことが、今ではおっくうに感じられる？	はい	いいえ
24	(ここ2週間で)自分が役に立つ人間だと思えない	はい	いいえ
25	(ここ2週間で)わけもなく疲れたような感じがする？	はい	いいえ

基本チェックリストは、お住まいの地域の高齢者あんしん相談センターでも回答できます。回答をもとに、ご自身の状況に合ったサービスをご案内します。

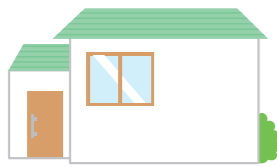
③ ケアプランの作成～サービス利用まで

サービス利用の手順

サービス利用の手順

要介護1～5の方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい



1 居宅介護支援事業者に連絡

- 文京区などが発行する事業者一覧の中から**居宅介護支援事業者**（ケアマネジャーを配置しているサービス事業者）を選び、連絡します。
- 担当の**ケアマネジャー**が決まります。



2 ケアプラン^{※1}の作成

担当のケアマネジャーがケアプランを作成します。



3 サービスを利用

- サービス事業者と契約^{※2}します。
- ケアプランに基づいて**介護サービス**（▶13ページ）を利用します。



要支援1・2の方

介護保険施設へ入所したい



1 介護保険施設に連絡

- 入所前に見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。



2 ケアプラン^{※1}の作成

- 入所する施設のケアマネジャーがケアプランを作成します。

3 サービスを利用

- ケアプランに基づいて介護保険の**施設サービス**（▶20ページ）を利用します。



1 高齢者あんしん相談センター等に連絡

- 高齢者あんしん相談センターまたは居宅介護支援事業者に連絡、相談をします。

変更ポイント

介護予防ケアプランの作成を、市区町村から指定を受けた居宅介護支援事業者へ依頼できるようになりました。(令和6年4月から)

2 介護予防ケアプラン^{※1}の作成

- 高齢者あんしん相談センターの職員やケアマネジャーが介護予防ケアプランを作成します。

3 サービスを利用

- サービス事業者と契約^{※2}します。
- 介護予防ケアプランに基づいて**介護予防サービス**（▶13ページ）および**総合サービス事業**（▶23ページ）を利用します。



事業対象者

1 高齢者あんしん相談センターに連絡

高齢者あんしん相談センターに連絡します。



2 ケアプラン^{※1}の作成

高齢者あんしん相談センターの職員がケアプランを作成します。



3 サービスを利用

- サービス事業者と契約^{※2}します。（短期集中予防サービスを利用する場合は不要）
- ケアプランに基づいて**総合サービス事業**（▶23ページ）を利用します。



サービス事業者と契約する際の注意点

- 重要事項説明書などの書類を受け取り、サービスの内容に納得した
- 身体の状態等にあったサービス内容になっている
- 介護保険が使えるサービスと使えないサービスが分かる
- 利用料やキャンセル料、支払いについて納得した
- 契約解除の方法の説明を受けた

利用開始後も事業者を変えることができます。疑問点は、ケアマネジャーに相談してみましょう。

ご自身の目で確かめることが大事です。



※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたっては、サービス内容や料金などをよくご確認ください。

介護保険サービスの種類と費用

介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所する「施設サービス」があります。また、原則として、文京区の被保険者のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。

介護保険サービスの種類と費用

各サービスの見方

要介護1~5 **要支援1・2** **地域密着型サービス**

認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された方が、食事・入浴などの支援や専門的ケアを日帰りで受けられます。

利用できる要介護度を示します。

このマークのついたサービスは地域密着型サービスです。原則として文京区の被保険者だけが利用できます。

自己負担(1割)のめやす[7~8時間未満利用した場合]			
要支援1	955円	要介護3	1,343円
要支援2	1,066円	要介護4	1,464円
要介護1	1,103円	要介護5	1,583円
要介護2	1,223円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。実際の自己負担は、所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかです。

※実際の費用は、利用する事業者の所在地やサービスの内容、加算項目などにより異なります。また、加算項目は、一部項目のみを記載しています。

※自己負担のめやすは、令和6年1月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。



要介護1~5 居宅介護支援

ケアマネジャーがケアプランを作成し、安心して介護サービスを利用できるように支援します。

要支援1・2 介護予防支援

高齢者あんしん相談センターの職員やケアマネジャーなどが介護予防ケアプランを作成し、安心して介護予防サービスを利用できるように支援します。

変更ポイント

介護予防ケアプランの作成を、市区町村から指定を受けた居宅介護支援事業者へ依頼できるようになりました。(令和6年4月から)

ケアプランの作成および相談は**無料**です。(全額を介護保険で負担します)

① 自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に利用するサービス(居宅サービス)には、訪問をしてもらうサービスや施設に通うサービスなど、さまざまな種類があります。



要介護1~5 訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。

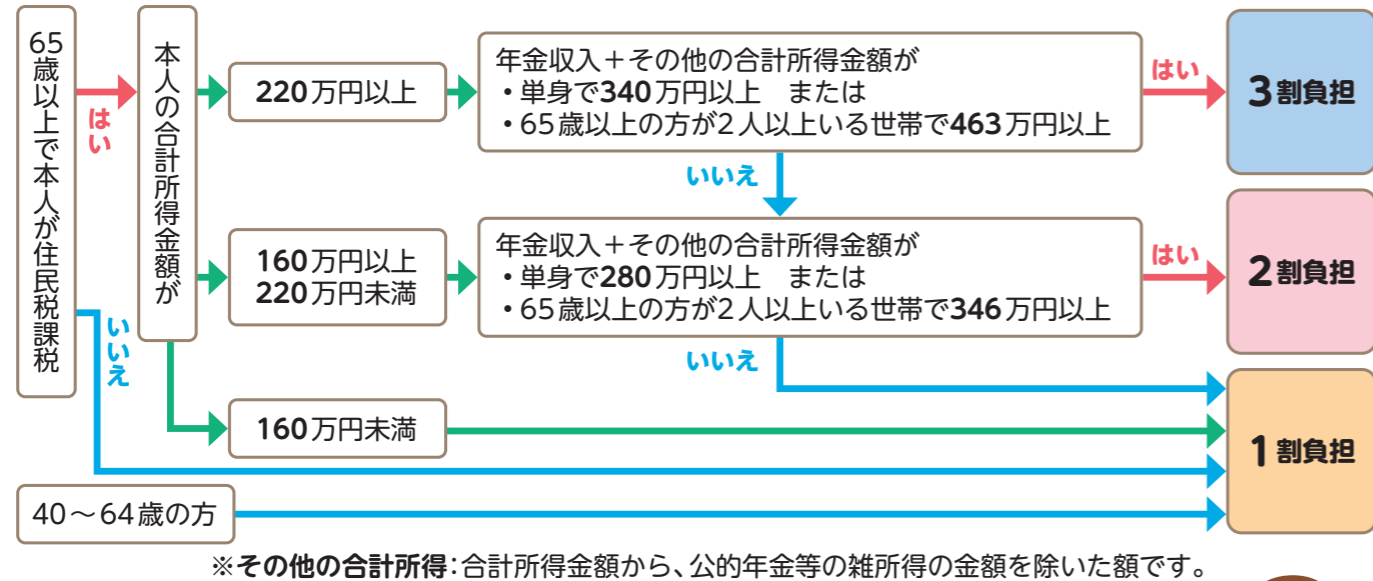
1回あたりの自己負担(1割)のめやす

〈身体介護〉	●食事、入浴、排せつの介助 ●衣類やシーツの交換 など	身体介護中心	20分~30分未満	278円	
			30分~1時間未満	441円	
〈生活援助〉	●住居の掃除、洗濯、買い物 ●食事の準備、調理 など	生活援助中心	20分~45分未満	204円	
			45分以上	250円	
				通院等乗降介助(1回)	110円

※要支援の方のホームヘルプサービスは24ページへ。
※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

介護保険サービスの自己負担割合と判定基準

介護保険サービスの自己負担割合は、所得の状況などによって、1割、2割、3割のいずれかになります。



【サービスを利用する前に】

ケアプラン(介護サービスの利用計画)または介護予防ケアプランを作成する必要があります。



! ご注意ください! 以下のサービスは、介護保険の対象となりません。

- 利用者以外の家族のための家事
 - ・利用者以外の家族のための洗濯、調理、布団干し
 - ・自家用車の洗車、掃除
 - ・来客の応対
 - ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除 など
- 日常生活の家事の範囲を超えるもの
 - ・花木の水やり、草むしり
 - ・話し相手のみ、留守番
 - ・ペットの世話
 - ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックス掛け
- 金銭・貴重品の取り扱い
 - ・預金の引き出し、預け入れ
- リハビリや医療行為
- 利用者本人が不在のとき

ホームヘルパーさんになんでもお願いできるわけではありません



※サービスの内容によっては、「介護保険外」のサービスとして受けることができます。希望するときは、ケアマネジャーやサービス提供事業者にご相談しましょう。

介護保険サービスの種類と費用

要介護1~5 要支援1~2

訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)

居宅に簡易浴槽などを持ち込み、入浴の介助を行います。



1回あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1・2	975円	要介護 1~5	1,443円
---------	------	---------	--------

要介護1~5 要支援1~2

訪問看護(介護予防訪問看護)

看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。



		1回あたりの自己負担(1割)のめやす		令和6年5月まで	令和6年6月から
病院・診療所から	20分~30分未満	要支援 1・2	434円	435円	
		要介護 1~5	453円	454円	
	30分~1時間未満	要支援 1・2	629円	630円	
		要介護 1~5	653円	654円	
訪問看護ステーションから	20分~30分未満	要支援 1・2	513円	514円	
		要介護 1~5	535円	536円	
	30分~1時間未満	要支援 1・2	902円	905円	
		要介護 1~5	935円	938円	

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

要介護1~5 要支援1~2

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。



1回あたりの自己負担(1割)のめやす

	令和6年5月まで	令和6年6月から
要支援 1・2	340円	330円
要介護 1~5	340円	341円

要介護1~5 要支援1~2

居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが居宅を訪問し、療養上の管理・指導を行います。



1回あたりの自己負担(1割)のめやす【単一建物居住者1人に行う場合】

令和6年5月まで 令和6年6月から

医師の場合(月2回まで)	514円	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	516円	517円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	565円	566円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	517円	518円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	361円	362円

要介護1~5 地域密着型サービス

夜間対応型訪問介護

利用者の求めに応じて、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護が受けられます。



自己負担(1割)のめやす

【オペレーションセンターを設置している場合】

基本夜間対応型訪問介護	1,127円/月
定期巡回サービス	424円/回
随時訪問サービス	646円/回

※要支援の方は利用できません。

要介護1~5 地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護が、日中・夜間を通して受けられます。



1か月あたりの自己負担(1割)のめやす【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用	夜間のみ利用
要介護 1	6,208円	9,058円	基本対応 1,127円
要介護 2	11,080円	14,150円	
要介護 3	18,399円	21,600円	
要介護 4	23,275円	26,628円	
要介護 5	28,148円	32,259円	

※要支援の方は利用できません。

介護サービス利用者・ご家族の皆様へ

近年、介護職員に対し、介護サービスの利用者や家族からのカスタマーハラスメント(カスハラ)の問題が深刻化しております。

介護現場でのカスタマーハラスメントの大きな特徴は、サービスを受けている本人だけでなく、その家族が行為者となる事例も多くあげられております。

介護職員の方はカスタマーハラスメント行為を受け、心の病気にかかってしまうケースもあります。介護事業所にとって、職員が離職してしまう事態は避けなければなりませんし、職員が精神疾患を発症したような場合、損害賠償義務を負う可能性も考えられます。

介護事業所で働く職員に対して、安全・安心に働ける労働環境を提供することが、気持ちの良い介護サービスに繋がります。

ぜひ、利用者や利用者家族の皆様には、円滑な介護サービス提供をし続けるためにも、ご理解とご協力をお願いします。

事業者を選ぶために...

介護保険は、「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。

すべてのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務付けられています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)」から閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。

また、利用する施設を比較・検討する場合、実際に見学や体験利用をしてみることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。



介護公表 検索

介護サービス情報公表システム QRコード

要介護1~5

通所介護【デイサービス】

通所介護施設で、食事・入浴などの支援や機能訓練等を日帰りで行います。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【通常規模の施設 / 7~8時間未満の利用の場合】

要介護1	717円	要介護4	1,115円
要介護2	846円	要介護5	1,251円
要介護3	981円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※要支援の方のデイサービスは24ページへ。

要介護1~5 地域密着型サービス

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの支援や機能訓練等を日帰りで行われます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【7~8時間未満の利用の場合】

要介護1	820円	要介護4	1,277円
要介護2	970円	要介護5	1,430円
要介護3	1,124円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※要支援の方のデイサービスは24ページへ。



要介護1~5

通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や医療機関などで、日帰りの機能訓練などを行います。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【通常規模の施設 / 7~8時間未満の利用の場合】

令和6年5月まで 令和6年6月から

要介護1	840円	845円
要介護2	995円	1,002円
要介護3	1,153円	1,161円
要介護4	1,338円	1,348円
要介護5	1,519円	1,530円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。
(利用するメニューによって費用が加算されます。)



要支援1~2

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などで、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などを行います。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

令和6年5月まで 令和6年6月から

要支援1	2,278円	2,517円
要支援2	4,438円	4,693円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。
(利用するメニューによって費用が加算されます。)



要介護1~5 要支援1~2 地域密着型サービス

認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された方が、食事・入浴などの支援や専門的ケアを日帰りで行われます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【7~8時間未満の利用の場合】

要支援1	955円	要介護3	1,343円
要支援2	1,066円	要介護4	1,464円
要介護1	1,103円	要介護5	1,583円
要介護2	1,223円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

介護予防が大切なのはなぜ?

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになると、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまうケースが多くなります。

できることはなるべく自分で、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を目指すことができます。積極的なリハビリを行うことで、要介護度が改善することは、決して珍しいことではありません。



リハビリの専門家ってどんな人?

リハビリの専門家とは、「理学療法士」や「作業療法士」、「言語聴覚士」をいいます。具体的には次のようなリハビリを行います。

- 理学療法士: 日常生活に必要な基本動作を行う機能を維持・回復するために、運動療法や温熱を使った物理療法などを行います。
- 作業療法士: 日常活動の仕事や遊びなどの動作を通じて心身の機能の回復を図ります。
- 言語聴覚士: 音声・言語・聴覚に障がいのある方に訓練や検査などを行います。

要介護1~5 要支援1~2

短期入所生活介護【ショートステイ】

(介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの支援や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	多床室
要支援 1	587円	500円
要支援 2	728円	622円
要介護 1	781円	669円
要介護 2	856円	745円
要介護 3	940円	826円
要介護 4	1,018円	904円
要介護 5	1,095円	981円

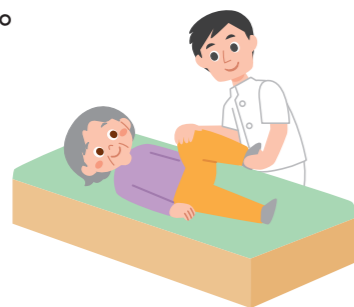
※食費、滞在費、日常生活費は別途負担となります。

要介護1~5 要支援1~2

短期入所療養介護【療養型ショートステイ】

(介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	多床室
要支援 1	680円	668円
要支援 2	860円	843円
要介護 1	911円	904円
要介護 2	962円	959円
要介護 3	1,033円	1,028円
要介護 4	1,093円	1,086円
要介護 5	1,151円	1,146円

要介護1~5 要支援1~2 地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)

「通い」を中心に、利用者の選択に応じて自宅に来てもらう「訪問」や施設に「泊まる」サービスを組み合わせ、多機能なサービスが受けられます。



1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	3,829円	要介護 3	24,818円
要支援 2	7,738円	要介護 4	27,391円
要介護 1	11,608円	要介護 5	30,201円
要介護 2	17,060円		

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

要介護1~5 地域密着型サービス

看護小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスが受けられます。



1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護 1	13,816円	要介護 4	30,820円
要介護 2	19,330円	要介護 5	34,862円
要介護 3	27,173円		

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

要介護1~5 要支援1~2

特定施設入居者生活介護

(介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどで食事・入浴などの日常生活の支援や機能訓練などが受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【包括型(一般型)の場合】

要支援 1	199円	要介護 3	740円
要支援 2	341円	要介護 4	810円
要介護 1	590円	要介護 5	886円
要介護 2	663円		

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

要介護1~5 要支援2 地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護【認知症高齢者グループホーム】

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症と診断された方が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【2ユニットの事業所の場合】

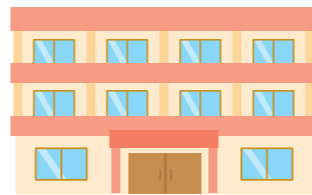
要支援 2	816円	要介護 3	885円
要介護 1	820円	要介護 4	902円
要介護 2	858円	要介護 5	921円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※要支援1の方は利用できません。

② 介護保険施設で受けるサービス

介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。



要介護1~5

介護老人福祉施設

【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1日あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	多床室
要介護1	730円	642円
要介護2	806円	718円
要介護3	888円	797円
要介護4	965円	874円
要介護5	1,040円	949円

※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

要介護1~5

地域密着型サービス

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

【地域密着型特別養護老人ホーム】

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴・排せつなどの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	多床室
要介護1	743円	654円
要介護2	820円	731円
要介護3	902円	812円
要介護4	982円	890円
要介護5	1,058円	966円

※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

要介護1~5

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

1日あたりの施設サービス費(1割)のめやす【基本型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	多床室
要介護1	874円	864円
要介護2	924円	918円
要介護3	995円	989円
要介護4	1,055円	1,047円
要介護5	1,109円	1,103円

要介護1~5

介護医療院

長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

1日あたりの施設サービス費(1割)のめやす【I型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	多床室
要介護1	926円	907円
要介護2	1,046円	1,027円
要介護3	1,306円	1,288円
要介護4	1,417円	1,398円
要介護5	1,517円	1,498円

- ※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
- ※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

③ 生活環境を整えるサービス

要介護1~5

要支援1・2

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

ケアプランにもとづきサービスが提供されます。ケアマネジャーに相談してください。要介護度によって利用できる用具が異なります。

- = 利用できる。
- ✕ = 原則として利用できない。
- ▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。

	要支援1・2	要介護2・3	要介護4・5
・手すり(工事を伴わないもの) ・スロープ(工事を伴わないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす ・車いす付属品(クッション、電動補助装置等) ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト	✕	○	○
・自動排せつ処理装置	▲	▲	○

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1~3割を自己負担します。

要介護1~5

要支援1・2

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

下記の福祉用具を福祉用具専門相談員から助言を受け、都道府県の指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

- ・腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- ・自動排せつ処理装置の交換部品
- ・排せつ予測支援機器
- ・移動用リフトのつり具の部分
- ・入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり等)
- ・簡易浴槽

- ・固定用スロープ
- ・歩行器(歩行車を除く)
- ・単点つえ(松葉づえを除く)、多点つえ

変更ポイント

福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。(令和6年4月から)

年間(4月から翌年3月までの1年間)10万円が上限で、その1~3割が自己負担です。

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

申請方法は2通りあります。

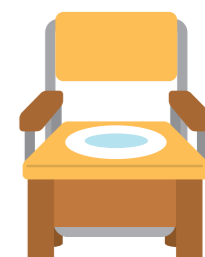
償還払方式

購入後、被保険者がいったん費用の全額を事業者へ支払った後に、介護保険給付分の払い戻しを受ける方式

給付券方式

購入前、文京区に登録した事業者に依頼し、被保険者は費用のうち自己負担分を事業者に支払う方式

申請が必要です。



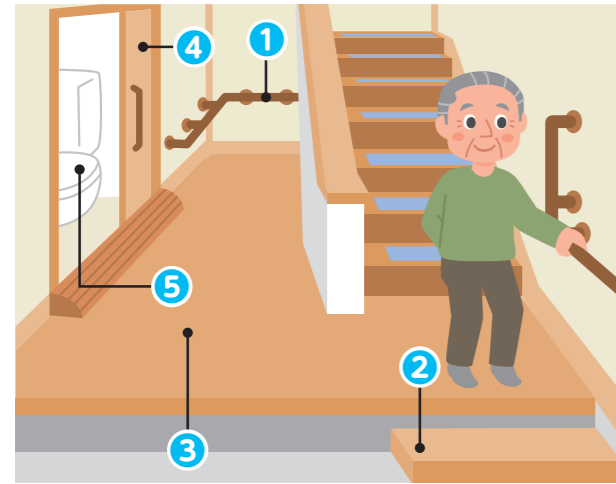
要介護1~5 要支援1~2

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

事前の申請が必要です。

生活環境を整えるため、住民登録の住所地の住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7~9割が住宅改修費として支給されます。

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかをケアマネジャーか高齢者あんしん相談センターに相談しましょう。



対象となる住宅改修の種類

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え

介護保険の住宅改修の流れ



自分らしい生活を続けるために

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、総合サービス事業と一般介護予防事業の二つからなります。

●介護予防・日常生活支援総合事業の種類・対象者・申請方法

サービスの種類	対象者	申請方法	
総合サービス事業(介護予防・生活支援サービス事業)	ホームヘルプサービス	●事業対象者 基本チェックリスト で生活機能の低下が見られた方 ●要支援1または要支援2の方	①新規でホームヘルプサービスまたはデイサービスを利用したい場合 ②要支援認定の更新を迎えた方のうち、有効期間満了時点で、ホームヘルプサービスまたはデイサービスのみ利用したい場合 ③要支援認定の更新を迎えた方のうち、ホームヘルプサービスまたはデイサービス以外の介護予防サービス(介護予防福祉用具貸与等)も利用したい場合
	国基準の訪問型サービス(24ページ参照)	●事業対象者 基本チェックリスト で生活機能の低下が見られた方	【①・②の場合】 高齢者あんしん相談センターで基本チェックリストの判定を受けてください。 ※お身体の状態によっては要介護・要支援認定の申請が必要な場合があります。
	文京区独自基準の訪問型サービス(24ページ参照)		【③の場合】 要介護・要支援認定の申請をしてください。
買い物支援おたがいさまサービス(24ページ参照)			
デイサービス	国基準の通所型サービス(24ページ参照)		
	文京区独自基準の通所型サービス(24ページ参照)		
短期集中予防サービス(25ページ参照)	●事業対象者 基本チェックリスト で生活機能の低下が見られた方	高齢者あんしん相談センターで基本チェックリストの判定を受けてください(要介護・要支援認定の申請は必要ありません。)	
一般介護予防事業(25ページ参照)	65歳以上の方	区報・ホームページ等で随時募集していますので、直接お申し込みください(要介護・要支援認定の申請及び基本チェックリストの判定は必要ありません。)	

総合サービス事業

●ホームヘルプサービス(訪問型サービス)

	国基準 (従来型の介護予防サービス)	文京区独自基準	買い物支援 おたがいさまサービス
内容	<ul style="list-style-type: none"> ●入浴等の身体介護 ●掃除、洗濯、食事の準備や調理等の生活支援 *日常生活の自立を目指して、生活機能の維持・向上をホームヘルパーが支援します。 *ホームヘルパーとともに取り組んでください。	<ul style="list-style-type: none"> ●掃除、洗濯、食事の準備や調理等の生活支援 *日常生活の自立を目指して生活機能を維持するため、本人の状態に合わせて支援を行います。 *ホームヘルパーと役割分担します。	<ul style="list-style-type: none"> ●買い物支援・見守り支援 *自立生活を維持するために必要な買い物支援・見守り支援をシルバー人材センターの会員が行います。
時間	●45～60分程度/回	●45分未満/回	●60分程度/回
利用者負担	●月4回程度 月額1,309円 (1割で計算 ※1～3参照)	●月4回程度 月額979円 (1割で計算 ※1～3参照)	●250円/回 (月4回まで)

●デイサービス(通所型サービス)

	国基準 (従来型の介護予防サービス)	文京区独自基準
内容	<ul style="list-style-type: none"> ●食事、入浴等の支援 ●機能訓練、レクリエーションなど *自立した日常生活ができるよう、心身機能の維持・回復を図り、生活機能の維持・向上を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ●機能訓練、レクリエーションなど *自立した日常生活ができるよう短時間で心身機能の維持・回復を図り、生活機能の維持・向上を目指します。
時間	●4～9時間程度/回 *施設により内容は異なります。 *送迎あり	●2～4時間程度/回 *施設により内容は異なります。 *送迎なし(ご自身で施設までお越しください。)
利用者負担	●月4回程度 月額1,960円 (1割で計算 ※1～4参照)	●月4回程度 月額1,094円 (1割で計算 ※1～4参照)

- ※1 費用については、このほかサービス内容に応じ各種加算があります。
- ※2 利用者負担は、所得により2割または3割となる場合があります。
- ※3 国基準と文京区独自基準のサービスは、併用できません。
- ※4 通所型サービスの食費は、別途自己負担となります。



●短期集中予防サービス(プログラム事業)

以下のとおり、通所型教室と訪問型事業があります。利用にあたっては、高齢者あんしん相談センターとの面談が必要です。

	まるごと元気! 筋力アップ体操教室	訪問型プログラム事業
内容	専門職の指導による筋力トレーニング・バランストレーニング・ストレッチに加え、管理栄養士による栄養改善の講話及び歯科衛生士による口腔機能向上の講話や口腔体操などを行います。	専門職が訪問して、自宅における運動指導と生活環境調整を行います。
時間	●90分/回(全24回3か月) ※送迎なし	●120分/回(全3回)または、 ●60分/回(全6回)
費用	無料	

●一般介護予防事業

いつまでも地域で自立した生活を送るための介護予防を目的とした事業で、様々な教室や講座等を開催しています。

●介護予防教室

開催時期の1～2か月前に、区報ぶんきょうやホームページなどでお知らせします。費用は無料です。

対象	文京区に住民登録のある65歳以上で、医師から運動制限を受けていない方(送迎はありませんので、ご自身で会場までお越しください。)		
参加年齢の制限なし	○尿失禁予防教室	○若返りパワーアップ教室	○ひざ痛・腰痛予防教室
事前申込不要	○健康脳トレ教室	○いきいき巻岐坂元気カアアップ教室	○転倒骨折予防教室
	○脳活エクササイズ教室	○パワーアップマシン教室	○転ばナイス教室
	○健康マージャン教室	○シニアのためのフィットネス教室	○口腔機能向上教室
	○健康音楽教室	○介護予防講演会	○介護予防展
		○文の京介護予防体操	

毎日、朝9時と12時10分から10分間、文京区民チャンネル(CATV/デジタル11ch)で「文の京介護予防体操」を放映しています。スマートフォンご利用の方は、次の検索でご覧になれます。

ユーチューブ 文の京介護予防体操 🔍 検索

区のホームページでも体操の動画をご覧になれます。



介護予防と地域の
支え合いの場
“かよい～の”

介護予防のための体操等を行いながら、住民同士の助け合いや支え合い活動を行います。定期的に集まり、からだを動かす中で、お互いのできることで助け合いながら、健康で安心した生活を送ることが出来る地域づくりを目指します。現在32か所で住民の皆さんにより運営されており、活動場所や内容、参加費、活動日等も様々です。詳しい情報は、文京区社会福祉協議会地域福祉係 ☎03(5800)2942へお問い合わせください。

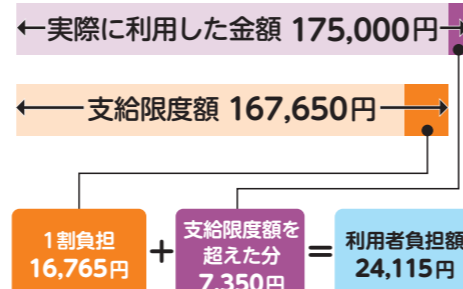
● 居宅サービス費用のめやす

介護保険サービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できます。要介護度ごとに1か月利用できる金額に上限(支給限度額)があり、めやすは下記のとおりです。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■ 介護保険サービスの支給限度額(1か月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

例 要介護1(1割負担)の方が、175,000円分のサービスを利用した場合の自己負担額は



○上記金額は、標準地域の金額です。実際の支給限度額は、住んでいる地域や利用したサービスにより異なります。

■ 支給限度額に含まれないサービス

- 特定福祉用具購入
- 居宅介護住宅改修
- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
- 認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※介護予防サービスについても同様です。

● 施設サービスの費用のめやす

施設サービス費の自己負担分(1～3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

施設サービス費の1～3割 + 居住費(滞在費) + 食費 + 日常生活費(理美容代など) = 自己負担

居住費と食費については、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は、施設と利用者との契約により決められます。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

	居住費(滞在費)				食費の負担限度額
	ユニット型個室 ^{※2}	ユニット型個室的多床室 ^{※2}	従来型個室 ^{※1}	多床室 ^{※1}	
令和6年7月まで	2,006円	1,668円	1,668円(1,171円)	377円(855円)	1,445円
令和6年8月から	2,066円	1,728円	1,728円(1,231円)	437円(915円)	1,445円

変更ポイント 居住費の基準費用額を変更。(令和6年8月から)

※1 ()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※2 ユニット型…個室を基本として、施設の居室をユニットと呼ばれるいくつかのグループに分け、それぞれのユニットをひとつの生活単位として、少人数による日常生活を通じてケアを行うものをいいます。

● 介護保険施設入所時の居住費と食費の負担軽減(特定入所者介護サービス費)

利用者が住民税世帯非課税で預貯金が一定額以下の場合には、居住費・食費の利用者負担は、所得に応じた一定額(負担限度額)までとなり、負担の軽減が図られています。**負担軽減を受けるためには、区への申請が必要です。**預貯金の要件は、単身の場合は、第2段階は650万円以下、第3段階①は550万円以下、第3段階②は500万円以下、夫婦の場合は、1,000万円を加えた額以下になります。なお、別世帯の配偶者が課税されている方は対象外となります。

変更ポイント 居住費の限度額を変更。(令和6年8月から)

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	居住費の負担限度額				食費の負担限度額	
	ユニット型個室 ^{※2}	ユニット型個室的多床室 ^{※2}	従来型個室 ^{※1}	多床室	施設サービス	短所入所サービス
第1段階 ・本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	820円	490円	490円(320円)	0円	300円	300円
第2段階 世帯全員が住民税非課税 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	490円(420円)	370円	390円	600円
第3段階① 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円	1,000円
第3段階② 前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円	1,300円

令和6年7月まで

令和6年8月から

利用者負担段階	居住費の負担限度額				食費の負担限度額	
	ユニット型個室 ^{※2}	ユニット型個室的多床室 ^{※2}	従来型個室 ^{※1}	多床室	施設サービス	短所入所サービス
第1段階 ・本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	880円	550円	550円(380円)	0円	300円	300円
第2段階 世帯全員が住民税非課税 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	880円	550円	550円(480円)	430円	390円	600円
第3段階① 前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	650円	1,000円
第3段階② 前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	1,360円	1,300円

●対象となる施設は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び短期入所(生活・療養)介護です。

※1 ()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※2 ユニット型…個室を基本として、施設の居室をユニットと呼ばれるいくつかのグループに分け、それぞれのユニットをひとつの生活単位として、少人数による日常生活を通じてケアを行うものをいいます。

高齢夫婦等の世帯で一方が入所し、在宅で生活する配偶者等の収入が一定額以下となる場合には、居住費・食費について特例減額措置があります。詳しくは、介護保険課 給付係にお問い合わせください。

費用の支払い

● 介護保険の自己負担が高額になったとき (高額介護サービス費)

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1~3割)の合計が高額になり、合計額が下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

自己負担の限度額(月額)

区分	限度額
住民税世帯課税	
課税所得690万円以上の方	140,100円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満の方	93,000円(世帯)
住民税課税世帯で課税所得380万円未満の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・高齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)

- 該当される方には、区からお知らせを送付します。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

● 生計困難な方への利用者負担額軽減制度

次の要件に該当する方は、申請し、認定を受けると費用(介護保険の利用者負担額、食費、居住費)の25%が軽減されます。ただし、利用しているサービスの提供事業者が東京都と文京区に減額の申出を行っている場合に限りです。



対象

住民税世帯非課税で次の①から⑤の全てに該当する方(生活保護受給者を除く)

- ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- ② 預貯金等の額が、単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ③ 自宅以外の家屋・その他日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産等を所有していないこと
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと

● 介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき (高額医療合算介護サービス費)

同一世帯内で介護保険と医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額の合算額が下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

- 支給対象となる方は、医療保険の窓口へ申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合には支給されません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで)

70歳未満の方

医療保険の所得区分 (住民税基礎控除後の 総所得金額等)	国民健康保険 または被用者保険 +介護保険 (70歳未満)※4
901万円超	212万円
600万円超~ 901万円以下	141万円
210万円超~ 600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

医療保険の 所得区分	後期高齢者 医療制度 +介護保険 (75歳以上)	国民健康保険 または被用者保険 +介護保険 (70~74歳)
住民税課税所得: 690万円以上	212万円	
住民税課税所得: 380万円以上	141万円	
住民税課税所得: 145万円以上	67万円	
一般Ⅱ※1	56万円	
一般住民税課税所得: 145万円未満	56万円	
住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ※2	31万円
	区分Ⅰ※3	19万円

● 毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

※1 次の①・②の両方に該当する場合①同世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる②同じ世帯の被保険者の「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計額が200万円以上(被保険者が2人以上の場合、合計320万円以上)

※2 世帯全員が住民税非課税の方

※3 世帯全員が住民税非課税で、所得が一定基準以下の方(区分Ⅰで介護保険利用者が複数いる場合、介護保険分のみ区分Ⅱの限度額31万円で計算されるため、介護保険分のみ不支給となる場合あり)

※4 70歳未満の方の医療費は、自己負担額が1か月あたり21,000円以上(医療機関ごと、入院・外来別)のものが合算の対象

● 利用できるサービス

◎ 介護サービス・介護予防サービス

- 訪問介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 訪問入浴介護
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型通所介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護老人福祉施設における施設サービス

※ ■ は、介護サービスのみです。



◎ 総合サービス事業の訪問型サービス 及び通所型サービスのうち国基準のサービス

介護保険サービスの医療費控除 (令和6年1月現在)

介護保険(介護予防)サービスの利用料は、一部、確定申告の医療費控除の対象になります。
ただし、高額介護サービス費などで補てんされる金額を除きます。
控除を受けるには、医療費控除の明細書(本人作成)の添付が必要です。

1 居宅サービス

① 自己負担額全額が対象となるもの(介護予防共通)

※支給限度額超過分も含みます。

訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護(食費・滞在費含む)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る)、看護小規模多機能型居宅介護(訪問看護と合わせて提供されるもの、生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)、介護福祉士等による喀痰吸引等の対価

② ①のサービスとあわせて利用した場合に対象となるもの(介護予防共通)

※支給限度額超過分は対象外。

訪問介護(生活援助中心型を除く)、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護(訪問看護を含まずに提供されるもの、生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限る)、地域密着型通所介護、総合サービス事業の国基準サービス(訪問型・通所型)

2 施設サービス

- ① 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設 } 介護保険適用の自己負担額と食費と居住費の合計の2分の1
- ② 介護老人保健施設 } 介護保険適用の自己負担額と食費と居住
- ③ 介護医療院・介護療養型医療施設 } 費の合計

3 主な対象外サービス

認知症対応型共同生活介護【認知症高齢者グループホーム】、特定施設入居者生活介護【有料老人ホーム等】、福祉用具貸与・購入、住宅改修
※医療費控除についての詳細は、税務署にお問い合わせください。

MEMO

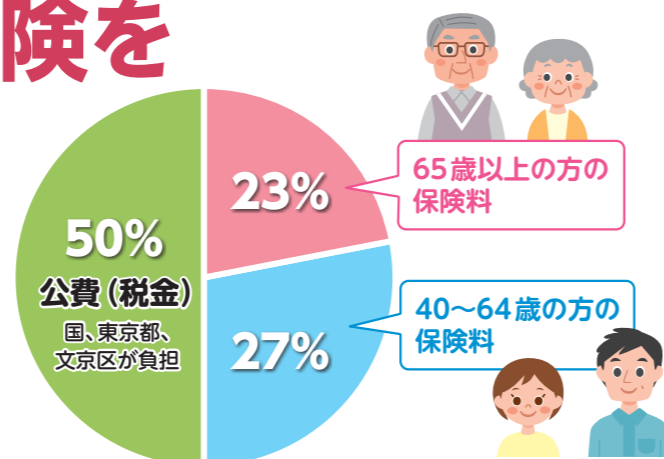
Handwriting practice area with horizontal dashed lines.

要介護認定をお持ちの方に対する障害者控除について

65歳以上の高齢者で、身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けていない方でも、障害者控除対象者の認定を受けることができる場合があります。詳しくは、区ホームページをご参照ください。
※ご不明な点等ありましたら、介護保険課介護保険管理係にお問い合わせください。

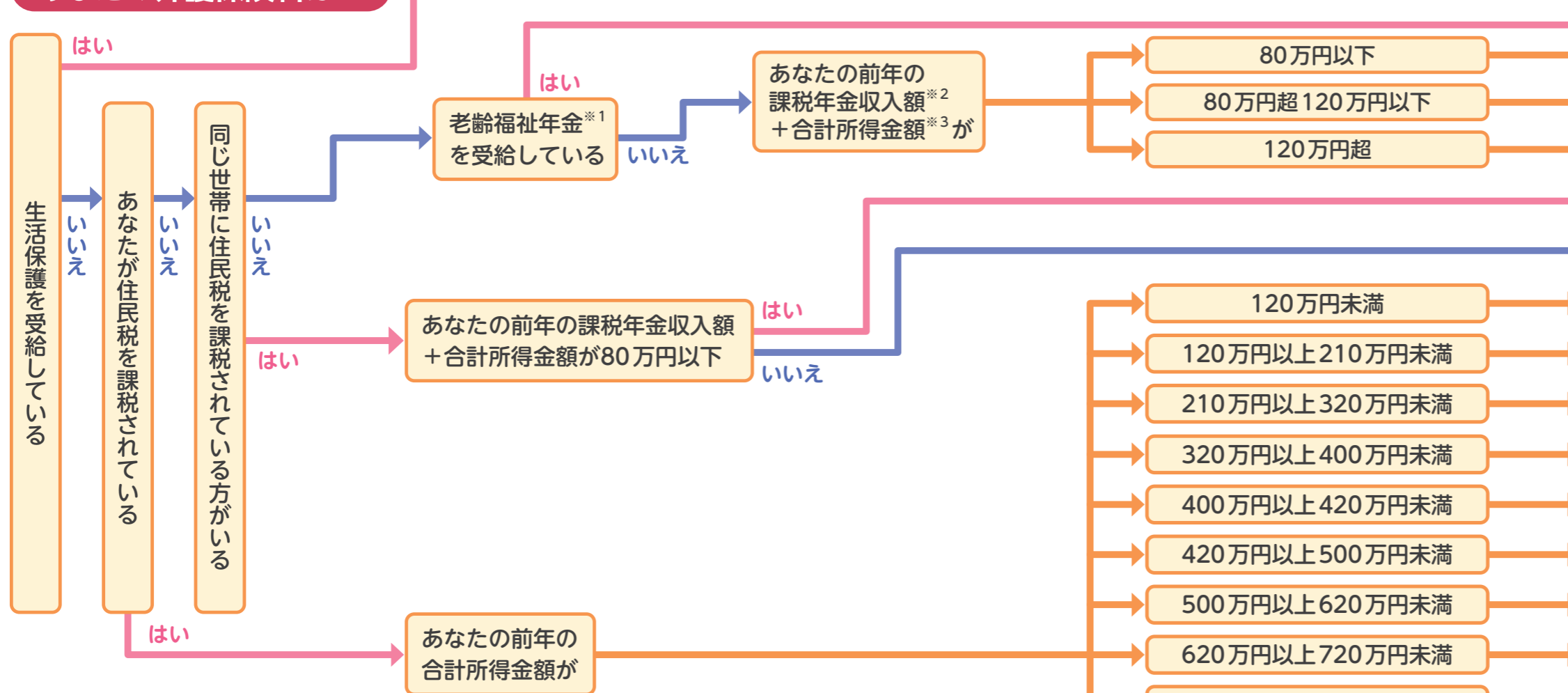
社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。介護保険料はきちんと納めましょう。



介護保険の財源の内訳(令和6~8年度)(このほかに利用者負担分があります)

あなたの介護保険料は？



※1 老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた方等を対象として支給される年金です。
 ※2 課税年金収入額には、遺族年金や障害年金は含まれません。
 ※3 合計所得金額 各所得金額の繰越損失前の合計で、分離(長期・短期)譲渡所得がある方の場合、特別控除額差引後の金額です。第1~5所得段階においては、年金収入に係る雑所得を控除した金額であり、合計所得金額に給与所得が含まれる場合には、当該給与所得から最大10万円を控除して算定します。
 ※4 月額保険料は、年額保険料を12で割り、目安として表示しています。

介護給付費準備基金の保険料への繰入れにより、保険料の上昇が抑えられています。

40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)の保険料

国民健康保険や健康保険など、その方が加入している医療保険の算定方法に基づいて決められ、医療分保険料とあわせて納めます。保険者が徴収した保険料は、支払基金(社会保険診療報酬支払基金)に全国分が一括して集められ、そこから各市区町村に交付されています。

65歳以上の方の介護保険料の決め方

65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決められます。

$$\text{基準額の決め方} = \text{文京区に必要な介護保険サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分23\%} \div \text{文京区に住む65歳以上の方の人数}$$

＝ 文京区の令和6～8年度の介護保険料の基準額 **73,300円**(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、20段階に分かれます。

所得段階	保険料(月額) ^{※4}	調整率
第1段階	20,900円 (1,700円)	0.285
第2段階	31,600円 (2,600円)	0.43
第3段階	50,300円 (4,100円)	0.685
第4段階	62,400円 (5,200円)	0.85
第5段階(基準額)	73,300円 (6,100円)	1.00
第6段階	84,300円 (7,000円)	1.15
第7段階	91,700円 (7,600円)	1.25
第8段階	102,700円 (8,500円)	1.40
第9段階	124,700円 (10,300円)	1.70
第10段階	132,000円 (11,000円)	1.80
第11段階	139,300円 (11,600円)	1.90
第12段階	154,000円 (12,800円)	2.10
第13段階	168,600円 (14,000円)	2.30
第14段階	176,000円 (14,600円)	2.40
第15段階	187,000円 (15,500円)	2.55
第16段階	209,000円 (17,400円)	2.85
第17段階	227,300円 (18,900円)	3.10
第18段階	241,900円 (20,100円)	3.30
第19段階	263,900円 (21,900円)	3.60
第20段階	285,900円 (23,800円)	3.90



介護保険料の決め方・納め方

● 65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めます。
納め方は、受給している年金^{*}の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

^{*}受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金のいずれかです。

普通徴収

年金が年額 **18万円未満**の方

→ **【納付書】** や **【口座振替】** で各自納めます



- 介護保険料の年額を納付期限までに納めます。
- 市区町村から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関またはコンビニエンスストアで納めてください。



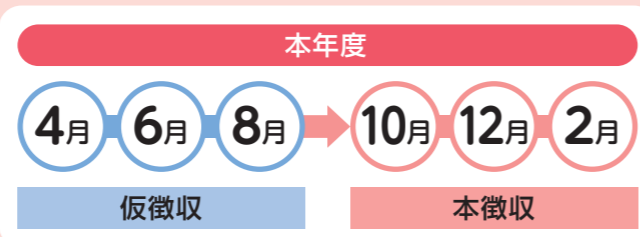
納付書で納めるのが難しい方は、**口座振替**が便利です。

特別徴収

年金が年額 **18万円以上**の方

→ 年金から差し引かれます

- 介護保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の年6回に分けて差し引かれます。
- 4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め(仮徴収)、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます(本徴収)。



! こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 65歳になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 介護保険料が減額になった
- 他の市区町村から転入した
- 年金が一時差し止めになった など



介護保険料を滞納すると?

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置が取られます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。



1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん**全額を自己負担**します。申請により後から保険給付費(本来の自己負担を除く費用)が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん**全額自己負担**となり、申請しても保険給付費の**一部または全額が一時的に差し止め**られます。滞納が続く場合は、**差し止められた額が介護保険料に充てられる**ことがあります。

2年以上滞納すると

滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が**3割または4割に引き上げられ、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなり**ます。

納付が難しい場合は

災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は、**減免や猶予が受けられる**場合があります。

● 40～64歳の方の介護保険料

40～64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは、加入している医療保険にお問い合わせください。

	決め方	納め方
<p>国民健康保険に加入している方</p>	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。 ※所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
<p>職場の健康保険に加入している方</p>	加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40～64歳の被扶養者は個別に介護保険料を納める必要はありません。

介護保険 Q & A

- Q** 介護保険には、加入しなくてもいいのですか？
- A** 40歳以上のすべての方が加入します。また、加入は自動的に行われ、手続は必要ありません。介護保険制度は、高齢者などの介護を社会全体で支え合う仕組みです。介護保険サービスを利用する、しないにかかわらず、40歳以上のすべての方が加入することになります。
詳しくは資格保険科係へ
- Q** サービスを利用していないのですが、納めた保険料は返してもらえますか？
- A** 医療保険と同様に、保険料をお返しすることはありません。介護保険料は、介護保険サービスの費用をまかなう大切な財源です。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会の仕組みです。どうかご理解ください。
詳しくは資格保険科係へ
- Q** 交通事故が原因で介護が必要となった場合、介護保険サービスは利用できますか？
- A** 65歳以上（第1号被保険者）の方は、介護が必要となった原因を問わず、要介護認定を受ければ介護保険サービスを利用できます。ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、市区町村へ届出をしてください。
40～64歳（第2号被保険者）の方は、特定疾病を原因として介護が必要となり、要介護認定を受けた方が介護保険サービスを利用できます。
詳しくは介護保険相談係へ
- Q** 認定の申請をしましたが、結果が出る前にサービスは利用できますか？
- A** 申請後、結果が出る前でも介護サービスを受けられます。認定された場合は、利用者負担分のみでサービスが受けられますが、認定されなかった場合は、利用したサービス分の利用料は全額利用者負担となります。
詳しくはお住まいの地区にある高齢者あんしん相談センターへ
- Q** 現在入院中ですが、認定の申請をすることはできますか？
- A** 退院後に在宅で介護保険サービスを利用する場合、または、介護保険施設への入所を希望する場合は申請できます。要介護認定は、病状が安定していることが前提となりますので、安定してから申請してください。
詳しくは認定調査係へ
- Q** 本人の状態が変化した場合、認定結果を変更してもらうことはできますか？
- A** 介護の必要な度合いが変わった場合などには、要介護度の区分変更申請ができます。
詳しくは認定調査係へ
- Q** 施設に入所するにはどうすればいいのですか？
- A** 施設への入所を希望する場合は、施設に直接お申し込みください。

高齢者あんしん相談センターのご案内

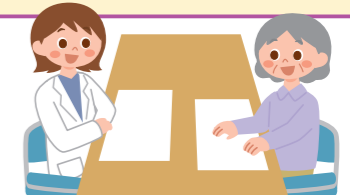
高齢者あんしん相談センターは、区が設置する
高齢者相談窓口です。お気軽にご相談ください！

高齢者の皆さんが、いつまでも健やかに住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように介護、福祉、健康、医療など、さまざまな相談ができます。介護が必要な方もお元気な方もお気軽にご利用ください。

※「高齢者あんしん相談センター」は、文京区での地域包括支援センターの愛称です。

高齢者あんしん相談センターが行っている主な支援

自立した生活ができるよう介護予防を進めます
要支援1・2および総合サービス事業の対象者の方に自立に向けたケアプラン作成等を行います。



介護に関する悩みなどさまざまな相談に応じます
介護が必要な高齢者やその家族のために、介護に関する相談のほか、福祉や医療など、さまざまな相談を受け、適切なサービス機関、制度の利用等につなげます。

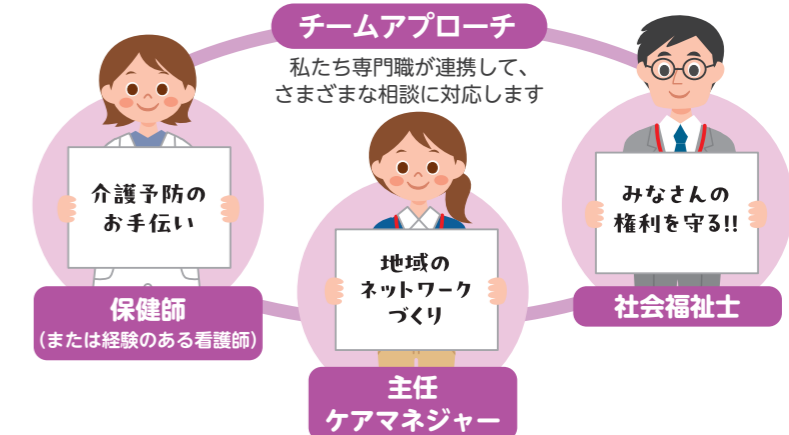


高齢者のみなさんの権利を守ります
消費者被害などへの対応、成年後見制度の利用支援や、高齢者の虐待防止や早期発見・早期対応などに取り組みます。



ケアマネジャーの支援に取り組んでいます
ケアマネジャーが保健・医療・福祉等の様々な関係機関との連携を取りながら、継続して高齢者を支える活動ができるように支援します。

※このほか、地域で高齢者を見守り、支え合うハートフルネットワーク（文京区で生活する高齢者の方々が、住み慣れた地域で、安心して、いきいきとした生活を続けるための、地域で支え合うネットワーク）の充実に取り組んでいます。



高齢者あんしん相談センター 富坂

白山5-16-3
☎03(3942)8128

- 併設施設**
- 特別養護老人ホーム文京白山の郷
 - 文京白山高齢者在宅サービスセンター

開設時間 月～金(9:00～19:00) / 土・日・祝・12/29～1/3(9:00～17:30)

【交通】

- 都営三田線「千石」徒歩7分
- 都営バス「白山五丁目」徒歩4分
- 都営バス「千石一丁目」徒歩10分
- B-ぐる「特養ホーム白山の郷」すぐ



高齢者あんしん相談センター 本富士分室

西片2-19-15 グッドライフケアセンター向丘1階
☎03(3813)7888

開設時間 月～土(9:00～17:30)
【日・祝・12/29～1/3は休み】

【交通】

- 東京メトロ南北線「東大前」徒歩4分
- 都営バス「東大農学部前」徒歩3分



高齢者あんしん相談センター 富坂分室

小石川2-18-18 礪川地域活動センター3階
☎03(5805)5032

- 併設施設**
- 礪川地域活動センター

開設時間 月～土(9:00～17:30)
【日・祝・12/29～1/3は休み】

【交通】

- 文京シビックセンターから徒歩7分
- 都営三田線・大江戸線「春日」・東京メトロ丸ノ内線・南北線「後樂園」徒歩5分
- 都営バス「小石川二丁目」徒歩2分
- B-ぐる「こんにゃくえんま」徒歩3分



高齢者あんしん相談センター 駒込

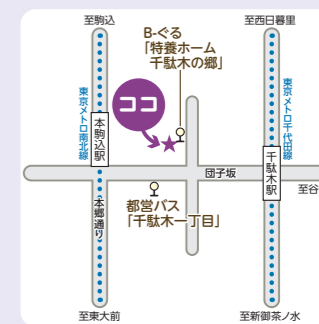
千駄木5-19-2
☎03(3827)5422

- 併設施設**
- 特別養護老人ホーム文京千駄木の郷
 - 文京千駄木高齢者在宅サービスセンター

開設時間 月～金(9:00～19:00) / 土・日・祝・12/29～1/3(9:00～17:30)

【交通】

- 東京メトロ千代田線「千駄木」徒歩7分
- 東京メトロ南北線「本駒込」徒歩10分
- 都営バス「千駄木一丁目」徒歩5分
- B-ぐる「特養ホーム千駄木の郷」すぐ



高齢者あんしん相談センター 大塚

大塚4-50-1
☎03(3941)9678

- 併設施設**
- 特別養護老人ホーム文京大塚みどりの郷
 - 文京大塚高齢者在宅サービスセンター

開設時間 月～金(9:00～19:00) / 土・日・祝・12/29～1/3(9:00～17:30)

【交通】

- 東京メトロ丸ノ内線「新大塚」徒歩2分
- 都営バス「大塚四丁目」徒歩1分



高齢者あんしん相談センター 駒込分室

本駒込2-28-10
文京グリーンコートイーストウイング1階
☎03(6912)1461

開設時間 月～土(9:00～17:30)
【日・祝・12/29～1/3は休み】

【交通】

- 都営三田線「千石」徒歩5分
- JR山手線・東京メトロ南北線「駒込」徒歩10分
- 都営バス「文京グリーンコート前」すぐ
- B-ぐる「昭和小学校(上富士前)」徒歩5分



高齢者あんしん相談センター 大塚分室

音羽1-15-12
東急ドエル・アルス音羽1階
☎03(6304)1093

開設時間 月～土(9:00～17:30)
【日・祝・12/29～1/3は休み】

【交通】

- 東京メトロ有楽町線「護国寺」徒歩3分
- 都営バス「音羽一丁目」「音羽二丁目」徒歩2分
- B-ぐる「講談社前」徒歩3分



高齢者あんしん相談センター 本富士

本郷2-40-11 かねやすビル7階
☎03(3811)8088

開設時間 月～金(9:00～19:00) / 土・日・祝・12/29～1/3(9:00～17:30)

【交通】

- 都営大江戸線・東京メトロ丸ノ内線「本郷三丁目」徒歩1分
- 都営バス「本郷三丁目駅前」徒歩1分
- B-ぐる「本郷二丁目」徒歩3分



文京区かかりつけ医・在宅療養相談窓口

医療と介護が連携した、地域における包括的かつ継続的な在宅療養の提供を目指します。
在宅で介護する方、されている方、また、各種連携を必要とされている様々な職種の方からもご相談を承り、お手伝いをいたします。

TEL 03(6912)0810
FAX 03(3947)0916

受付時間
月～金 10:00～16:00
(土・日・祝日・12/29～1/3を除く)

東京都文京区小石川歯科医師会
東京都文京区歯科医師会

文京区地域包括ケア歯科相談窓口

「むせる」「飲みにくい」などの悩みや不安のある方に、安全・安心に食事ができるように支援や、専門的な指導、リハビリテーションが円滑に受けられるように、主治医やかかりつけ歯科医が専門医療機関を紹介します。
気になる症状がある方は、相談窓口までお問い合わせください。

TEL 090(4544)8020
受付時間

月～金 11:00～16:00
(土・日・祝日・8/13～8/16・12/29～1/4を除く)

介護保険の申請、お問い合わせ

要介護・要支援認定の申請や、介護保険に関する様々なお問い合わせは、下記の窓口までお願いします。

● 介護保険（要介護・要支援認定）申請書の提出先

介護保険課認定調査係 春日1-16-21 (文京シビックセンター9階南側)	☎ 03 (5803) 1377	月～金 8:30～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
高齢者あんしん相談センター 富坂 白山5-16-3 (特別養護老人ホーム「文京白山の郷」内)	☎ 03 (3942) 8128	月～金 9:00～19:00 土・日・祝日・12/29～1/3 9:00～17:30
高齢者あんしん相談センター 富坂分室 小石川2-18-18 (礪川地域活動センター3階)	☎ 03 (5805) 5032	月～土 9:00～17:30 (日・祝日・年末年始を除く)
高齢者あんしん相談センター 大塚 大塚4-50-1 (特別養護老人ホーム「文京大塚みどりの郷」内)	☎ 03 (3941) 9678	月～金 9:00～19:00 土・日・祝日・12/29～1/3 9:00～17:30
高齢者あんしん相談センター 大塚分室 音羽1-15-12 (東急ドエル・アルス音羽1階)	☎ 03 (6304) 1093	月～土 9:00～17:30 (日・祝日・年末年始を除く)
高齢者あんしん相談センター 本富士 本郷2-40-11 (かねやすビル7階)	☎ 03 (3811) 8088	月～金 9:00～19:00 土・日・祝日・12/29～1/3 9:00～17:30
高齢者あんしん相談センター 本富士分室 西片2-19-15 (グッドライフケアセンター向丘1階)	☎ 03 (3813) 7888	月～土 9:00～17:30 (日・祝日・年末年始を除く)
高齢者あんしん相談センター 駒込 千駄木5-19-2 (特別養護老人ホーム「文京千駄木の郷」内)	☎ 03 (3827) 5422	月～金 9:00～19:00 土・日・祝日・12/29～1/3 9:00～17:30
高齢者あんしん相談センター 駒込分室 本駒込2-28-10 (文京グリーンコートイーストウィング1階)	☎ 03 (6912) 1461	月～土 9:00～17:30 (日・祝日・年末年始を除く)

※「高齢者あんしん相談センター」は、文京区での地域包括支援センターの愛称です。

● 介護保険に関するお問い合わせ

月～金 8:30～17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

介護保険の相談・苦情に関すること	介護保険相談係	☎ 03 (5803) 1383
要介護・要支援認定の申請及び調査に関すること	認定調査係	☎ 03 (5803) 1377
要介護・要支援認定審査に関すること	認定審査係	☎ 03 (5803) 1378
被保険者の資格の得失・保険料に関すること	資格保険料係	☎ 03 (5803) 1379
介護給付・予防給付・総合サービス事業給付・高額介護サービス費などに関すること	給付係	☎ 03 (5803) 1388
事業者の指導・地域密着型サービス等の指定に関すること	事業指導係	☎ 03 (5803) 1204
介護保険事業計画などに関すること	介護保険管理係	☎ 03 (5803) 1389
高齢者あんしん相談センターの運営に関すること	高齢福祉課 地域包括ケア推進係	☎ 03 (5803) 1843
短期集中予防サービス・一般介護予防事業に関すること	高齢福祉課介護予防係	☎ 03 (5803) 1209

文京区福祉部介護保険課

〒112-8555 文京区春日1-16-21 (文京シビックセンター9階南側)

ホームページアドレス <https://www.city.bunkyo.lg.jp/tetsuzuki/kaigo.html>

